

第 66 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 27 年 2 月 16 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分
2. 場 所 神戸国際会館 8 階 805 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、北村新三、坂口晃司、竹内由美、灘本明代、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子、三原敦子
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局健康部予防衛生課長
保健福祉局総務部保護課長
保健福祉局総務部保護課担当課長
兵庫区保健福祉部健康福祉課長
中央区まちづくり推進部総務課長
企画調整局情報化推進部担当課長ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民参画推進局担当部長、市民情報サービス 担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ① こうべ健康いきいきサポートシステムの構築について
 - ② 身元不明者に係る情報の兵庫県への提供（ホームページへの掲載）等について
 - ③ 生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務システムの導入について
 - ④ 兵庫区ハートンあんしん登録制度の実施に伴う電子計算機処理について
 - ⑤ 中央区防災・タウン情報発信用アプリケーションの導入について
 - ⑥ 特定個人情報保護評価書に係る第三者点検の実施方法について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ① こうべ健康いきいきサポートシステムの構築について
保健福祉局健康部予防衛生課から、こうべ健康いきいきサポートシステムの構築について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 それでは、ただいまの説明をうけて、意見交換をしたいと思います。ご質

問ありましたらよろしくお願ひいたします。

○委員 USB等媒体とありますが、これらをパスワードや暗号化によって保護されてみたいなことを書かれた方がよろしいかなど、既に議論はされているので。

○予防衛生課 USBメモリー等の場合は、USBメモリー自体に暗号化ソフトを入れる場合と、個々のファイルにロックをかける場合のいずれかの方法により、個人情報保護していきたいと考えております。

○委員 市民の健康にかかる様々な情報について統合的にデータベース化を行い、関連する他のシステムからの情報の提供等については、当審議会個別に承認を受けているということです。特にご意見ございませんでしょうか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。
成人健診、予防接種に関するデータに基づいて、市民の健康情報を総合的にデータベース化するということなのですが、それによって、より効果的な保健指導を通した市民の健康増進、あるいは、感染症等、健康等、危機管理を含めた地域保健施策の充実が図られるということで公益に資すると考えられます。また、そのために電子計算機処理が不可欠であると認められること、あるいは個人情報の保護措置も徹底される予定であるということで、当審議会の意見としては妥当であると思ひますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

②身元不明者に係る情報の兵庫県への提供（ホームページへの掲載）等について

保健福祉局総務部保護課から、身元不明者に係る情報の兵庫県への提供（ホームページへの掲載）等について、条例第7条（収集の制限）及び条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それではただ今の説明についてご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。この案件については、昨年8月に県警への情報提供については、当審議会承認を得たのですね。県警への情報提供だけでは不十分だということですか。

○保護課 情報提供したものでは、全く特定できていないということです。

- 委員 今まで県のホームページに出て、効果はあったのですか。見つかったとかそういう事例が他都市等ではあるのですか。
- 保護課 県のホームページの実績までは、確認できておりません。
- 委員 各県でやっているのですか。
- 保護課 今は写真公開を9府県でやっていると聞いております。
- 委員 少数派なのですね。わかりました。
- 委員 5名の方が施設等に入所されていて、本人同意をとることが不可能だということですね。他の人は日常生活に問題がないということで、必要性が低いということですが、必要性とはどういうことですか。
- 保護課 現在、居宅において生活をされておまして、あえて、情報を公開して身元の確認をする必要性が低いと。支障なく在宅生活を送れているという意味です。
- 委員 日常生活は支障ないですが、ご本人は自分がだれか分からないわけですよね。
- 保護課 就籍手続きをしまして、新たに戸籍を作成したということもありますので、あえて過去の経歴をたどって、もう一度確認する必要があるという事です。
- 委員 ご自分がわからないというよりは、新たな戸籍のもとで生きていきたいというそういう事情の方ですか。
- 保護課 そうということです。
- 委員 そういう方もいらっしゃるのですね。これまでは生活保護受給者であるという情報が、センシティブ情報であるということで、慎重な対応をしてこられたわけですが、それよりも身元を確認する必要性の方がより高いのではないかということですね。まさに判断を変えられたということなのですね。いかがでしょうか、他にご質問ございませんでしょうか。それでは答

申をまとめたいと思います。

身元不明者に係る生活保護受給者情報を兵庫県へ提供して、従来の県警との情報共有に加えて新たに県のホームページにも掲載するというにより、より迅速で実効性の高い身元確認が期待でき、公益に資すると考えられます。また個人情報の保護措置についても徹底される予定であるということで、当審議会の決定としては妥当としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 異議なし。

③生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務システムの導入について

保健福祉局総務部保護課から、生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問ございましたらお願いいたします。

○委員 2 年後に国の厚生省から配付される正式なシステムが稼働するので、それまでの 2 年間、神戸市で独自システムを開発するということでしょうか。

○保護課 この事業ですが、モデル事業ということで一部の自治体で取り組みが始まっています。神戸市においてもそのモデル事業を受けておりまして、今、NPO 法人にこの事業の相談事業と就労準備支援事業をお願いしております。その中でパソコンの限定の範囲であります。システムがありまして、それをこのままこの 4 月から使用するのではなく、改良されたものを 3 月に国が配ってくれるということです。

○委員 国から来るのですね。それに対する神戸市でのデータの保護がどうかということですね。

○委員 運用上の保護のところ、国へ報告する際に個人情報を除外し、匿名化するという説明でしたけれど、資料 3 別図 2 では各福祉事務所から保健福祉局に来る時点で匿名化とあり、どこで匿名化されているかよくわからないのですが。各福祉事務所から保健福祉局に集約される際には匿名化されているのでしょうか。

○保護課 匿名化されています。

- 委員 福祉事務所の段階で匿名化されているんですね。
- 保護課 情報のすべてを見ることができるのは、各福祉事務所のみです。保健福祉局に来た段階で、すでに誰のデータか分からないように匿名化されているということです。
- 委員 他にご質問はありませんでしょうか。それでは答申案をまとめたと思います。
- この新たなシステムの導入につきまして、生活困窮者の自立支援にかかる相談業務にあたり、今後のフォローアップを見据えたきめの細かい支援を効率的に実施していくには、国から新しく提供されるシステムを活用した電子計算機処理が不可欠であると認められます。また個人情報の保護措置も徹底される予定であるということで、当審議会の答申案の結論としては妥当としたいと思います。よろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

④兵庫区ハートンあんしん登録制度の実施に伴う電子計算機処理について

兵庫区保健福祉部健康福祉課から、兵庫区ハートンあんしん登録制度の実施に伴う電子計算機処理について、条例第7条（収集の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 登録証、キーホルダーの実物はお持ちですか。
- 兵庫区 はい、見本をお持ちしております。
- 委員 キーホルダーにはICチップかなにか入っているのですか。
- 兵庫区 いいえ、入っておりません。夜間でも見え、目立つようになっておりまして、杖か鞆などに付けてもらえればと考えております。
- 委員 以前に長田区で70歳以上の同じような制度がありましたよね。なぜ70歳なのですかと聞いたのですが、今回は65歳以上なのですね。
- 兵庫区 おおむね65歳以上としております。

- 委員 前期高齢者ですか。
- 兵庫区 そうです。
- 委員 認知症になる前に、先に手を挙げておきなさいということですね。当然そうでないと本人の意思ではなかなかできないと思うのですが。みなさん手をあげられるのでしょうか。不安そうな人を民生委員とか家族の方が言われるということですか。
- 兵庫区 それもございますし、将来の不安を解消するためにも受け付けるようにしております。
- 委員 今、質問がありましたが、他の区でも同じような制度は行っているのですか。
- 兵庫区 認知症の方で登録の仕組みをつくっております。4、5年前だったと思いますが、それには200名ほどの登録が、今現在あると聞いております。
- 委員 長田区ですか。
- 兵庫区 はい。
- 委員 今回のものは認知症ではないのですか。
- 兵庫区 認知症も含めてです。認知症的な症状の方もありかなと思っておりまして、少し広めに捉えさせていただいております。
- 委員 区がまとめて高齢者の面倒をみましようという発想ですね。
- 兵庫区 なかなかそんなに大きくはありませんが、そういう部分に区も直接かかわっていく部分もあるということで、そういう方は直接登録してもらおうというものです。
- 委員 10万8千人で3万8千人。徐々に増えていく可能性大ですね。
- 兵庫区 減ることはないかなと思います。全員登録するわけではないと思いますが。

- 委員 私が経験したケースで、尼崎でしたけれども、お年寄りが行方不明になって家族の方が駅前写真を配っても、全然見つからなかったことがありました。結果は警察が保護して施設に入れていたのですけれど、ご本人は全然分からない、何日も外で徘徊していますから。預かった施設で風呂に入れてきれいに洗ったら、顔が駅前配っていた写真と一致してその施設から連絡があり見つかったのです。そういうのを持っているとう便利です。
- 委員 可能性としてみんな持つような気がします。これがどういう仕組みに広がっていくのかなと思います。
- 兵庫区 今、市民で民生委員の皆さまを中心に見守り応援団という動きも出てきており、昨年くらいからやっているのですが、市民の素朴な目といいですか、そういう方々、区民を交えてですね、認知症の方々の見守りをしていこうという主旨です。行政が全部できるのかというご指摘もありますが、そういうネットワークをしっかりとつくっていこうと思っております
- 委員 すごい取り組みだなと思って。反対するわけではなくて良いと思うのですが、なかなかそういう事態になる前に、手をあげてお願いしますというのは難しいのかなと思います。
- 兵庫区 勧奨とか勧誘とか、しっかりタイミングに応じてやっていきたいと考えております。もちろん民生委員とか声掛けできる人は欠かすことができないと思っております。
- 委員 基本的なそういうシステムは、きちんと出来上がっているということですね。
- 兵庫区 見守り応援団登録を、随時進めているところです。登録事業者は今 200 社程度です。
- 委員 事業者というのはどういった方ですか。
- 兵庫区 地元のお店の方などです。
- 委員 他に質問ございませんでしょうか。それでは答申をまとめたいと思います。

この件につきましては、あくまでも本人が希望された場合ですが、希望する当事者に対して、年1回、状況の確認等を行うということ。そして、認知症や身体状況の変化の早期発見、あるいは早期対応につながるのととも将来、行方不明や急病等の緊急時に際して、関係機関との連携のもと早期の対応等につながるということで、公益に資するものであると認められます。また、今後、増加が認められる登録者情報の確実かつ効率的な管理につきましては、電子計算機処理が必要不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も十分にされるということで、当審議会の結論としましては妥当であると思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 事務局から提案がありましたが、他の区においても同様の取り組みを実施する可能性がありますので、今回の答申の内容とといいますか、情報項目とか実施内容と共通するものについては類型化ということで、逐一当審議会の意見を求める必要がないということにしたいと思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

⑤中央区防災・タウン情報発信用アプリケーションの導入について

中央区まちづくり推進部総務課から、中央区防災・タウン情報発信用アプリケーションの導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問等よろしくお願いいいたします。

○委員 アプリを使われるので、特にセキュリティ的な問題はないと思うのですが、データセンターのところで個人を特定しない形での統計データとあります。このデータはいろいろな商売に使えると思うのですが、どこで保存がされるのでしょうか。

○中央区 私どもの契約会社のところと、ひょうご防災ネットのところ兵庫県の利用者数を公表していますので、その求めに応じて登録者数を公表すると、そういうところにとどまると思います。

○委員 企業が買いたいと言ってきた場合は、どうするのですか。

- 中 央 区 お断りすることになります。
- 委 員 アプリは良いと思うのですが、実際使う人の立場で災害になるとアプリをインストールしていない方がほとんどだと思うのですが、このサービスをWe b上に発展させていくとか、そういうことは考えていませんか。
- 中 央 区 We b上に発展させていくということは、予防的な意味では啓発的にはなると思うのですが、その場で手に持っているということにこだわっておりまして、スマートフォンは災害時には持っていると思うのです。みんながスマートフォンを持ってはいないのではないかとありますが、阪神・淡路大震災の時には何十人に一人ですが、ラジオを持っている人がいて、そこから得た情報を分かち合うといったことがありました。全体の人口の2%程度をダウンロード努力目標にしており、そうなると50人に一人程度がお持ちになっていることになり、その人の情報提供によって一定の避難行動がとれるのではないかと想定しております。もちろんたくさんダウンロードしてもらえることが、私どもの努力によって必要になってくるかと思うのですが。
- 委 員 以前、タウン情報を提供するアプリについて諮問があったと思うのですが、あれはどこの部署でしたか。
- 事 務 局 観光コンベンション課で、主に観光者向けのアプリです。住み分けはできていると思います。
- 委 員 あれは全市でやっているのですか。それとの連動というのはないのですかね。
- 中 央 区 私どもの方は、危機管理室とタイアップしておりまして、主に都心ということで中央区がやっております。在勤者や日頃買い物に来られる方中心で、観光コンベンション課のアプリは観光客中心ということになります。それぞれ不案内ということでは同じだと思います。また、京都市と意見交換する機会があったのですが、京都市は主に観光の方でやっておられました。観光客の数とか、都心の在り方も異なるのですが、私どもがいざという時に何が怖いのかといいますと、津波が一番の想定になり、主に中央区は在勤者のエリアが中心ということで第一に在勤者、一時来訪者がターゲットとなります。京都市は観光客ですので、いずれはそれぞれのノウハウをつか

って同じような提供をしていくことになると思うのですが、あまり一つにまとめてしまいますと、重たいアプリになってしまうので連携ということを考えております。当初発案したときから情報交換はしていますので、いずれ、それぞれサブセット的なものがつくとか、処理ができるのではないかと考えております。いずれにしてもご指摘のとおり連携というところでは常に心掛けていきたいと考えております。

○委員 連携という意味では神戸市では津波については、「ココクル？」というアプリがあると思うのですが、そちらは出た時にずいぶん周りの方とこれは入れておこうねといった話をしたのですが、その辺はアプリから飛べるようになるとかはあるのですか。

○中央区 それは危機管理室が直営でつくったWebサイトですので、リンクをはるとかそういう形になろうかと思えます。「ココクル？」はWebサービスですので、スマートフォンの方角とか方位を示すコンパスといった機能との連携はブラウザ上できないという欠点がありますが、その代り水深の位置が常に現行点で測れるというアプリにはない機能がありますので、そこは何らかのリンクをはりたいと考えております。アプリの方は、ここまで逃げたら安全、警戒エリア外に出られるという表示にとどまっておりますので、もう少し具体的に知りたいという方は、「ココクル？」を使われた方が良いと思えます。

○委員 それでは答申をまとめたいと思えます。
中央区防災・タウン情報発信用アプリケーションの導入については、携帯端末のGPSによる位置情報や言語設定情報等をアプリケーション上で管理する上では、電子計算機処理は不可欠であろうと思われます。また平時の身近なイベントや災害時における有益な情報を即座に提供できるということで、公益に資するものであると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であるということで妥当としたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それから他の区において、同様の取り組みが実施される場合について、今回の答申内容に含まれる情報項目や実施内容と共通のものであれば、類型化を図るということで当審議会に諮る必要はないとしたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは本日諮問された5つの諮問に対する答申ですけれども、方向性についてはすべて妥当であるという結論が出ておりますので、市長に対する答申文につきましては、文言等の調整は一任願えますでしょうか。

○委員 異議なし。

⑥特定個人情報保護評価書に係る第三者点検の実施方法について

事務局から、特定個人情報保護評価書に係る第三者点検の実施方法について、資料に基づき説明がなされた。

○委員 いわゆる番号法の施行に伴いまして、昨年、条例の改正をしまして、この個人番号制度における特定個人情報の管理について、その点検事務が当審議会の所掌事務に追加されております。そして特定個人情報の管理について、漏えい等防止という観点から第三者点検というものが求められておりまして、それを実施するために新たに特定個人情報保護評価書点検部会というものを、この審議会の下に設置するという提案が事務局からありました。この審議会の運営要綱第5条をご覧ください。この要綱に定めるものの他、必要なことは会長が定めるとあります。この第5条に基づきまして、3点についてみなさまにお諮りしたいと思います。まず、一点目は特定個人情報保護評価書点検部会を設置するという事です。点検部会を設置して評価をしていただくということについて、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 次に、この点検部会で審議するにあたって、必要な事項を規定した運営要綱を定める必要がありますが、先ほど事務局から説明のありました運営要綱案をご承認いただけますか。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、この運営要綱をご承認いただきました。最後に部会委員を指名する件ですが、このご承認いただいた運営要綱第2条第2項をご覧くださいますと、点検部会の委員は審議会委員の中から会長が指名するとありま

すので、私の方から指名させていただきます。情報システムに係るセキュリティ対策の検討が必要になりますので、その部門が専門の委員2名、プライバシー保護の観点から委員2名、以上の4名の委員によって部会を構成したいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 ご指名いたしました委員の方もご就任をよろしくお願いたします。それでは特定個人情報保護評価書に係る第三者点検にかかる今後の審議方法については、この運営要綱に基づいて評価を実施するというので、4名の委員の方について指名させていただきました。これで本日の予定の案件はすべて終了しましたので、これをもちまして第66回神戸市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。